令和２年度　土木工事標準歩掛
改　定　概　要

国土交通省　総合政策局　公共事業企画調整課

令和２年度　改定工種概要

国土交通省

土木工事標準歩掛の改定概要

土木工事標準歩掛は、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における単位施工量当り、若しくは日当りの労務工数、材料数量、機械運転時間等の所要量について工種ごとにとりまとめたものです。
「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、新規工種の制定及び既存制定工種を改定しました。

令和２年度は、１４工種の制定･改定を実施

◇ 新規制定工種（１工種）

①トンネル補修工（ひび割れ補修工）

◇ 日当り施工量、労務、資機材等の変動により改定を行った工種（１３工種）

①ウェルポイント工
②仮橋仮桟橋工
③コンクリート工（砂防）
④鋼製砂防工
⑤連続鉄筋コンクリート舗装工
⑥トンネル清掃工
⑦道路除雪工
⑧トンネル工（ＮＡＴＭ）（発破工法）
⑨トンネル工（ＮＡＴＭ）（機械掘削工法）
⑩小断面トンネル工（ＮＡＴＭ）
⑪トンネル工（ＮＡＴＭ）仮設備工（防音扉工）
⑫ＰＣ橋片持架設工
⑬架設支保工

令和２年度　改定工種概要

国土交通省

工種名：トンネル補修工（ひび割れ補修工）　新規制定

トンネル補修工（ひび割れ補修工）は、トンネル覆工コンクリートに発生したひび割れ部分に対して、シール材を塗布後、圧縮空気、ゴムやバネの復元力などを利用して加圧できる専用器具を用い、補修材料を注入する工法です。

施工フロー

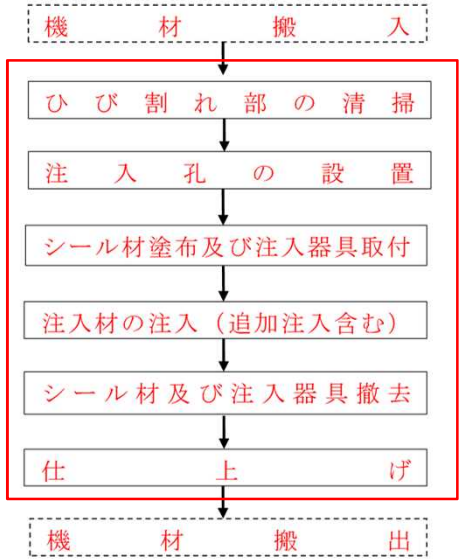

(注) １．本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。
２．注入器具の種類によって作業の順序が前後する場合も、適用することが出来る。
３．本歩掛には、トンネル内の高所作業車による移動を含んでいる。

制定箇所

主な制定概要

■適用範囲
・トンネルのひび割れ補修における１トンネル当りの低圧注入作業（圧縮空気、ゴムやバネの復元力などを利用して加圧できる専用器具を用いて注入を行うもの）に適用する。
　また、覆道や道路ボックスカルバート等についても適用することができる。

■歩掛区分
・日当り歩掛を設定

１－４　編成人員
ひび割れ補修工（低圧注入工法）の日当り編成人員は，次表を標準とする。

表4．1　日当り編成人員　（人／日）

名　称	単位	数量
土木一般世話役	人	1
特殊作業員	〃	1
普通作業員	〃	1

１－５　日当り施工量
ひび割れ補修工（低圧注入工法）の日当り施工量は，次表を標準とする。

表5．1　日当り施工量　（m／日）

日当り施工量	単位	数量
ひび割れ補修工（低圧注入工法）	m	8.5

【補修材の注入状況】

【作業状況（全景）】

令和２年度　改定工種概要

国土交通省

工種名：ウェルポイント工　改 定

ウェルポイント工とは、ウェルポイントと称するストレーナー濾過網を持った吸水管に、ライザーパイプ（吸水管）を取り付けたものを地盤中に多数打ち込んで、真空井戸のカーテンを作り、ウェルポイントポンプで強力に地下水を吸収低下させ、必要な区域の地下水を揚水し地下水位を低下させる工法です。

施工フロー

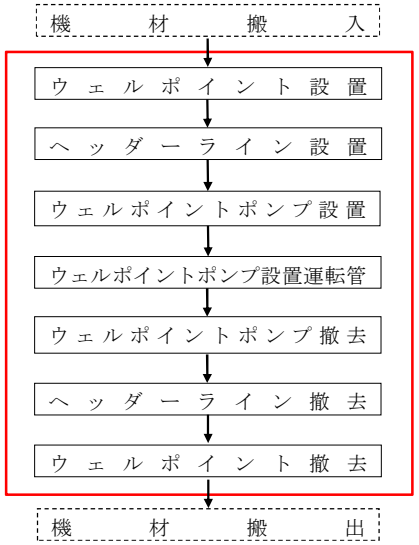

（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

改定箇所

主な改定概要

【歩掛区分】
・ウェルポイント設置撤去作業を施工規模（100本未満、100本以上）で歩掛を区分。

《 現行 》

3．施　工　歩　掛
3－1　ウエルポイント設置・撤去歩掛
ウエルポイント設置・撤去歩掛は，次表を標準とする。

表3．1　ウエルポイント設置･撤去歩掛　（100本当り）

名　称	規　格	単位	設　置	撤　去
土木一般世話役		人	2.5	1.3
特殊作業員		〃	7.1	3.9
普通作業員		〃	7.1（10.8）	6.0
ジェット装置		日	2.3	－
諸雑費率		%	38(40)	45

《 改定 》

表3．1　ウエルポイント設置･撤去歩掛　（100本当り）

名　称	規　格	単位	施工規模			
			100本未満		100本以上	
			設　置	撤　去	設　置	撤　去
土木一般世話役		人	2.7	1.8	2.3	1.2
特殊作業員		〃	7.5	5.0	6.5	3.5
普通作業員		〃	7.5(11.5)	7.6	6.7(10.1)	5.4
ジェット装置		日	2.5	－	2.1	－
諸雑費率		%	32(33)	36	34(36)	37

【ウェルポイント設置状況】

【設置完了】

令和２年度　改定工種概要

国土交通省

工種名：仮橋･仮桟橋工　改 定

仮橋･仮桟橋工は、主体工事の施工ために必要となる一時的に使用する橋や、工事用作業足場などを目的として設置される仮設構造物の工法です。

施工フロー

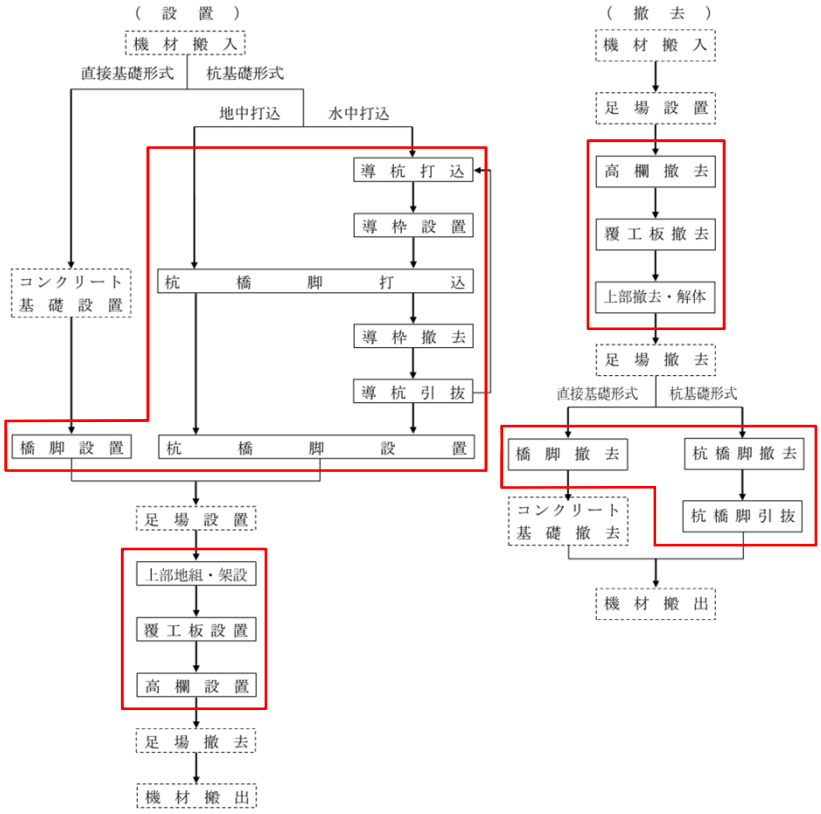

（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

改定箇所

主な改定概要

【歩掛区分】
･杭橋脚、上部工、下部工、導枠等における設置撤去の施工歩掛の見直し

《 現行 》

上部工の架設・撤去工の歩掛は，次表を標準とする。

表4．1　架設･撤去工歩掛　（10ｔ当り）

名　称	規　格	単位	数量		摘　要
			架　設	撤　去	
橋りょう世話役		人	1.2	0.8	
橋りょう特殊工		〃	3.4	1.6	
溶接工		〃	－	0.5	
普通作業員		〃	2.0	1.4	
ラフテレーンクレーン又はクローラクレーン運転	○○t吊	日	1.3	0.7	
諸雑費率		%	16	2	

（注）１．本歩掛には，地組・解体作業及び架設に伴う本締めも含む。
２．架設・撤去の対象質量は，架設・撤去すべき主桁，横桁の質量で，高力ボルト，覆工板，高欄の質量は含まない。
３．諸雑費は，電力に関する経費，ガス切断器，酸素，アセチレン，ホース，ドリフトピン，仮締めボルト，インパクトレンチ，トルクレンチ，高力ボルト等の費用であり，労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

【上部工設置状況】

《 改定 》

表4．1　架設･撤去工歩掛　（10ｔ当り）

名　称	規　格	単位	数量		摘　要
			架　設	撤　去	
橋りょう世話役		人	0.62	0.34	
橋りょう特殊工		〃	2.1	1.0	
溶接工		〃	－	0.13	
普通作業員		〃	0.41	0.17	
ラフテレーンクレーン又はクローラクレーン運転	○○t吊	日	0.58	0.29	
諸雑費率		%	6	5	

（注）１．高力ボルトの材料費は，必要数量を別途計上する。
２．本歩掛には，地組・解体作業及び架設に伴う本締めも含む。
３．架設・撤去の対象質量は，架設・撤去すべき主桁，横桁の質量で，高力ボルト，覆工板，高欄の質量は含まない。
４．諸雑費は，電力に関する経費，ガス切断器，酸素，アセチレン，ホース，仮固定用の挟締金具，電動レンチ，吊り具等の費用であり，労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

【設置完了】

令和２年度　改定工種概要

国土交通省

工種名：コンクリート工（砂防）　改 定

コンクリート工（砂防）は、砂防工（本堰堤・副堰堤・床固め・帯工・水叩き・側壁・護岸）の型枠工、足場工、コンクリート投入、締固め、養生、打継面清掃、止水板設置、岩盤清掃、チッピング等のコンクリート打設にかかわる工法です。

施工フロー

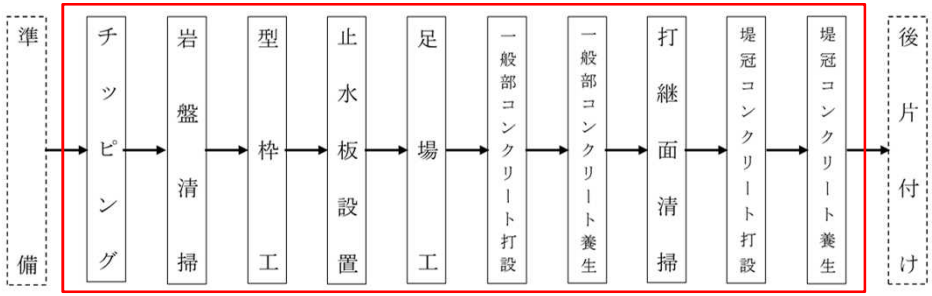

（注）本歩掛で対応しているのは，実線部分のみである。

改定箇所

主な改定概要

［施工歩掛］
・一般部コンクリート打設歩掛の見直し
・既設堰堤等のチッピング（機械施工）を新規設定。
・化粧型枠、堤冠コンクリート（鉄材）の廃止。

【チッピング(機械施工)状況】

【コンクリート打設状況】

《 現行 》

表8．1　一般部コンクリート打設歩掛　（100m³当り）

名称		規格	単位	1日当り打設量(m³／日) 10以上 50未満	1日当り打設量(m³／日) 50以上 150未満
土木一般世話役			人	1.8（1.6）	1.3（1.1）
特殊作業員			〃	4.4（4.4）	2.8（2.8）
普通作業員			〃	5.9（5.1）	4.0（3.2）
ラフテレーンクレーン運転		油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第2次基準値) 25t吊	日	1.7（1.7）	1.1（1.1）
雑工種率	チッピング		%	20（22）	30（34）
	岩盤清掃		〃	12（13）	17（20）
諸雑費率			〃	24（20）	30（25）

《 改定 》

表7．1　一般部コンクリート打設歩掛　（100m³当り）

名称		規格	単位	1日当り打設量（m³／日） 10以上 50未満	1日当り打設量（m³／日） 50以上 140未満
土木一般世話役			人	1.8（1.6）	1.3（1.1）
特殊作業員			〃	4.6（4.4）	3.0（2.8）
普通作業員			〃	5.4（5.1）	3.5（3.2）
ラフテレーンクレーン運転		油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第3次基準値)・低騒音型・25t吊	日	1.7（1.7）	1.1（1.1）
雑工種率	チッピング	人力施工	%	17（18）	26（29）
		機械施工		20（21）	30（33）
	岩盤清掃		〃	9（10）	14（15）
諸雑費率			〃	16（12）	25（19）

令和２年度　改定工種概要

国土交通省

工種名：鋼製砂防工　改 定

鋼製砂防工は、鋼管、Ｈ形鋼、鋼矢板等の鋼材の特徴を利用し、これら鋼材を主要部材として構築された砂防堰堤の工法です。

施工フロー

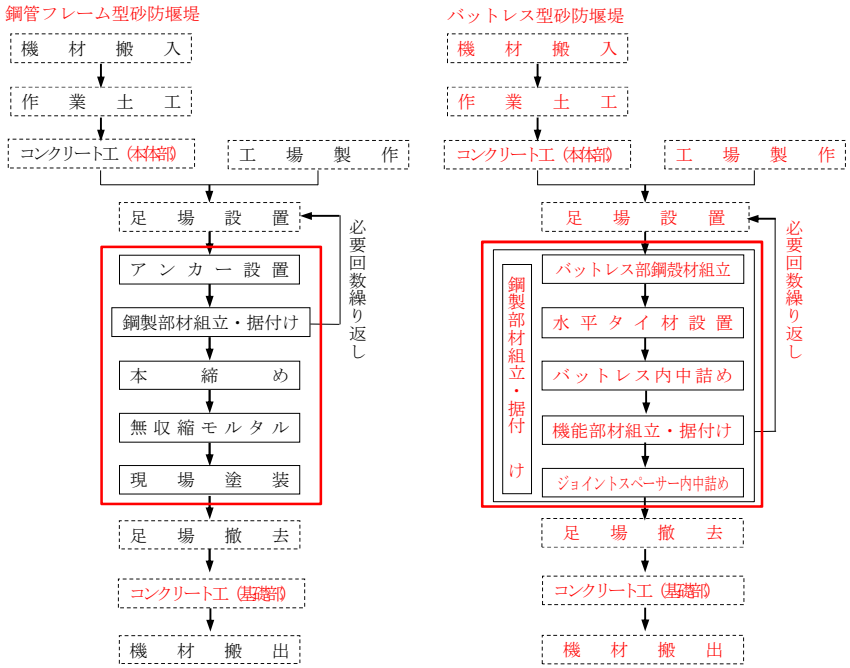

（注）１．本歩掛で対応しているのは，実線部分のみである。
２．鋼管フレーム型砂防堰堤の鋼製部材組立・据付けは，仮締めを含む。
また，地組の有無にかかわらず適用できる。
３．バットレス型砂防堰堤は，バットレス内への中詰材がコンクリート，ジョイントスペーサー内への中詰材が砕石の場合に適用できる。

改定箇所

主な改定概要

［適用範囲］
・透過型砂防堰堤に分類される「鋼管フレーム型」と「バットレス型」の歩掛を制定。（現行の格子形鋼製砂防堰堤と鋼製スリット堰堤B型は、鋼管フレーム型に統一。）

《 現行 》

1．適　用　範　囲
本資料は，鋼製砂防工の透過型のうち，格子形鋼製砂防堰堤，鋼製スリット堰堤Ｂ型を施工する場合に適用する。

《 改定 》

1．適　用　範　囲
本資料は，鋼製砂防工の透過型砂防堰堤のうち，鋼管フレーム型砂防堰堤及びバットレス型砂防堰堤を施工する場合に適用し，適用条件は次表のとおりとする。なお，鋼管フレーム型流木捕捉工には適用しない。

表1．1　適用条件

透過型砂防堰堤型式	適用条件
鋼管フレーム型砂防堰堤	組立・据付質量 130t 以下かつ透過部の幅 20m 以下
バットレス型砂防堰堤	組立・据付質量 50t 以下かつ透過部の幅 10m 以下

透過部の幅は水通し部の幅を標準とし，分割施工を行う場合は施工対象範囲における鋼製部材の外幅とする。

【鋼管フレーム型砂防堰堤】

【バットレス型砂防堰堤】

令和２年度　改定工種概要

国土交通省

工種名：連続鉄筋コンクリート舗装工　改 定

連続鉄筋コンクリート舗装工は、横断方向のコンクリート版に対して縦断方向に鉄筋を連続的に配筋することで、コンクリート版の横目地を除いたコンクリート舗装の工法です。

施工フロー

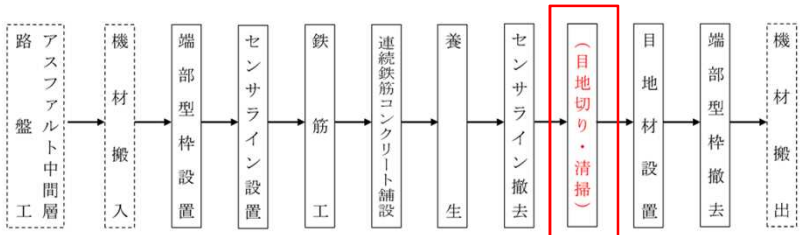

（注）１．本歩掛で対応しているのは，実線部分のみである。
２．路盤工は，「第５編11章道路舗装①路盤工」による。
３．アスファルト中間層の施工は，「第５編11章道路舗装③アスファルト舗装工」による。
４．目地切り・清掃は，必要に応じて別途計上する。
５．セメント安定処理路盤上に施工する場合の瀝青材は，必要に応じて別途計上する。

（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。　改定箇所

【舗設状況】

【目地切り状況】

主な改定概要

【施工歩掛】
・コンクリートの温度変化や乾燥収縮に伴い発生するひび割れを防止するために目地を設けるが、必要に応じて計上するダミー目地について、「目地切り・清掃」として歩掛を追加

《 改定 》

4．　目地切り・清掃工

目地切り・清掃は，現場・施工状況に応じて施工するものとする。

４－１　目地切り・清掃工

目地切り・清掃における機械・規格は，次表を標準とする。

表4．１　機種の選定

機　械　名	規　　格	単位	数量	摘　　要
コンクリートカッタ	乾式・切削深20cm級 ブレード径44～56cm	台	1	

４－２　目地切り・清掃歩掛

目地切り・清掃歩掛は，次表を標準とする。

表4．２　目地切り・清掃歩掛　（100ｍ当り）

名　　称	規　　格	単位	数量
土木一般世話役		人	0.11
特殊作業員		〃	2.4
普通作業員		〃	0.63
コンクリートカッタ運転	乾式・切削深20cm級 ブレード径44～56cm	日	0.30
諸雑費率		%	24

（注）１．本歩掛は，必要に応じて適用する。
２．諸雑費は，コンクリートカッタのブレード，空気圧縮機賃料及び運転経費等の費用であり，労務費，機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

令和２年度　改定工種概要

国土交通省

工種名：トンネル清掃工　改 定

トンネル清掃工は、トンネルの側壁や内装板に付着した煤煙や粉塵等により、トンネル内の視線誘導や照明効果が低下するため、トンネル清掃車を用いてトンネルの側壁や内装板の清掃を行う工法です。

施工フロー

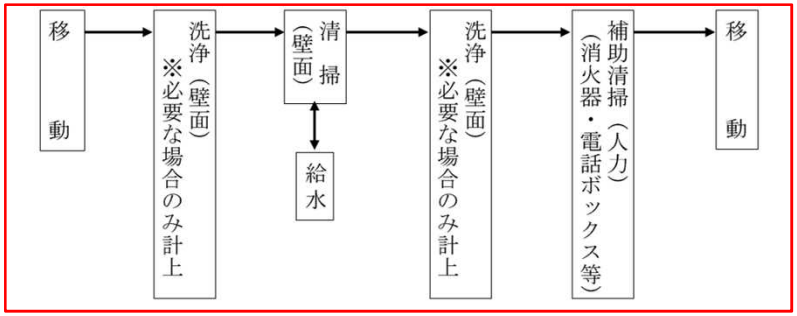

（注）　１．本歩掛で対応しているのは，実線部分である。
２．「洗浄」とは，ブラシを回転させず壁面に散水する作業をいう。
３．「清掃」とは，ブラシを回転させ壁面の汚れを取る作業をいう。

【壁面清掃状況】

【壁面清掃状況】

主な改定概要

【使用機械】
・トンネル清掃車の仕様を1本ブラシ式から2本ブラシ式に見直し。
【施工歩掛】
・トンネル壁面清掃作業速度の見直し。

《 現行 》

3．機種の選定
機械・規格は，次表を標準とする。

表3．1　機種の選定

機械名	規格	単位	数量	摘要
トンネル清掃車	回転ブラシ式	台	1	

《 改定 》

表3．1　機種の選定

機械名	規格	単位	数量	摘要
トンネル清掃車	2本ブラシ式	台	1	

（注）上表により難しい場合は、別途考慮する。

《 現行 》（４）清掃速度（V_1）
清掃速度は，次表を標準とする。

表6．2　清掃速度（V_1）　（km／h）

清掃速度	1.7

《 改定 》

表6．2　清掃速度（V_1）　（km／h）

清掃速度	1.1

令和２年度　改定工種概要

国土交通省

工種名：道路除雪工　改 定

道路除雪工は、安全で円滑な冬期道路交通の確保を図るため、除雪機械等を用いて新設除雪、路面整正、拡幅除雪、運搬除雪、歩道除雪、凍結防止剤散布などを行う工法です。

施工フロー

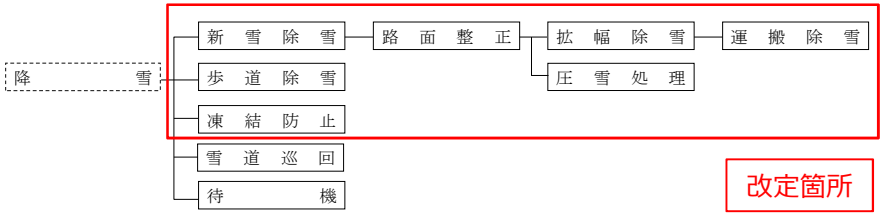

（注）１．上記フローは標準的な施工の流れを表したものであり，沿道条件・積雪条件等により異なる。
２．本歩掛で対応しているのは，実線部分のみである。

主な改定概要

［施工歩掛］
・凍結防止剤散布車への袋詰薬剤積込歩掛の廃止。
・凍結防止剤人力散布歩掛の廃止。
・除雪作業世話役の歩掛の見直し。

【除雪作業状況】

※除雪作業世話役とは、除雪現場で運転手への作業の指示、出動の判断、除雪作業中及び待機中に気象や交通状況などの収集（情報連絡）、天候の変化及び道路環境などに対応した除雪機械の配置などを行う作業員のこと。

《 現行 》

５－２　労務歩掛
（１）運転手，助手
運転手，助手の機械運転１時間当り労務歩掛は，次式による。

$$歩掛＝\frac{1}{T}\ （人／h）$$

（注）Ｔは運転日当り運転時間で，「請負工事機械経費積算要領」第４第４項及び同第６の定めによる。
なお，Ｔは４～７時間について適用するものとし，Ｔが４時間未満の場合は４を，７時間を超える場合は７を使用する。

（２）世話役
世話役の労務歩掛は，運転手の１／５を計上する。

（３）普通作業員
運搬除雪においては，積込機械１台に組合わされる機械の１群に対して，補助作業員として３名を計上する。なお，状況に応じて員数を適宜増減させてもよい。
運搬除雪以外の工種については，助手が兼務することとして，とくに計上しないことを原則とする。

《 改定 》

５－３　労務歩掛
（１）運転手，助手，機械付労務（特殊作業員）
運転手，助手，機械付労務（特殊作業員）の機械運転１時間当り労務歩掛は，次式による。

$$歩掛＝\frac{1}{T}\ （人／h）$$

（注）Ｔは運転日当り運転時間で，「請負工事機械経費積算要領」第４第４項及び同第６の定めによる。
なお，Ｔは４～７時間について適用するものとし，Ｔが４時間未満の場合は４を，７時間を超える場合は７を使用する。

（２）除雪作業世話役
除雪作業世話役の労務歩掛は，運転手の１／３を計上する。

（３）機械付労務（普通作業員）
１）ロータリ除雪（ホイール・２ステージ型）
運搬除雪においては，積込機械１台に対して，積込補助作業員として３人を計上する。なお，状況に応じて員数を適宜増減させてもよい。また，除雪機械の誘導等の交通管理を行う場合，交通誘導警備員を必要に応じて別途計上する。
２）ロータリ除雪（ホイール・２ステージ型）
歩道除雪においては，必要に応じて補助作業員を計上する。

令和２年度　改定工種概要

国土交通省

工種名：トンネル工（NATM）［発破工法･機械掘削工法］　改 定

トンネル工（NATM）は、山岳トンネルの標準的な施工法で、火薬による発破や機械により掘削を行い、掘削直後に吹き付けコンクリートやロックボルト等を地山に密着して施工し、地山と一体化した支保構造を作る工法です。

施工フロー

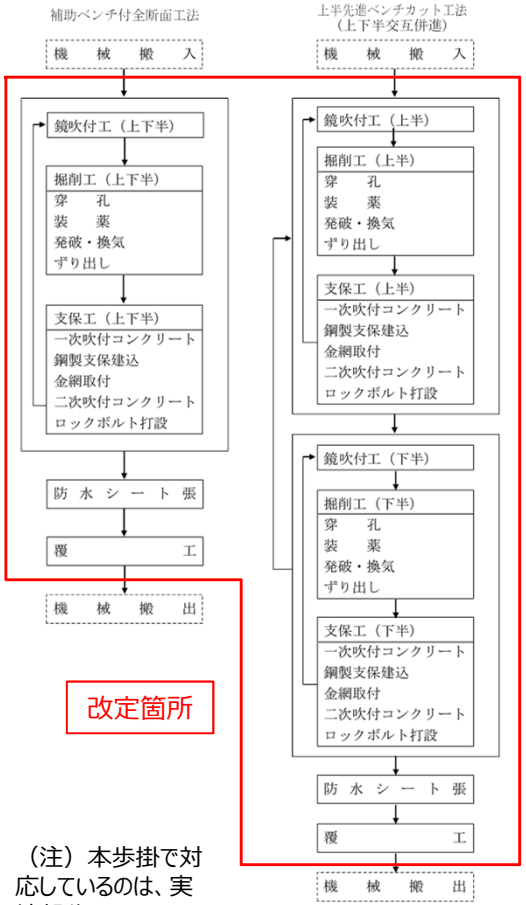

（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

主な改定概要

【適用範囲】
・設計掘削断面積を50m2～95m^{2}以下から、50m2～130m^{2}以下まで拡大。
・非常駐車帯工、坑口工を追加。
・岩区分にＤⅢを追加。
【歩掛区分】
・トンネルの断面形状により、支保構造や覆工厚が異なるため、「通常断面」と「大断面」の歩掛区分を設定。
【使用機械】
・鋼製支保建込作業の使用機械をドリルジャンボからコンクリート吹付機（エレクタ装置付）に見直し。
・インバート埋戻作業の使用機械を「ブルドーザ＋タイヤローラ」から「バックホウ＋振動ローラ」に見直し。
・スライドセントル、防水工作業台車における機械経費（損料）の計上方法を「基礎価格×損率」から「算定式」に見直し。
【施工歩掛】
・支保建込、金網設置をコンクリート吹付機（エレクタ装置付）で施工することにより、ドリルジャンボとの施工機械の入替作業時間が短縮。

《 改定 》

表1．2　掘削断面積の適用範囲

岩　区　分		設計掘削断面積（㎡）	適用範囲（㎡）	備　　考
ＣⅠ・ＣⅡ		50	50．0 ≦Ａ＜ 52．5	４－５覆工工にも適用
		55	52．5 ≦Ａ＜ 57．5	
		60～125	上記と同様	
		130	127．5 ≦Ａ≦ 130．0	
ＤⅠ・ＤⅡ・ＤⅢ	上半	40	40 ≦Ａ＜ 42．5	
		45	42．5 ≦Ａ＜ 47．5	
		50～105	上記と同様	
		110	107．5 ≦Ａ≦ 110．0	
	下半	10	10．0 ≦Ａ＜ 12．5	
		15	12．5 ≦Ａ＜ 17．5	
		20～45	上記と同様	
		50	47．5 ≦Ａ≦ 50．0	

（注）　上表の断面積は設計掘削断面積であり，余掘を含まない。
　　なお，施工歩掛には余掘（余巻，余吹）を含んでいる。

【コンクリート吹付機（エレクタ装置付）による鋼製支保の建込状況】

令和２年度　改定工種概要

国土交通省

工種名：小断面トンネル工（ＮＡＴＭ）　改 定

小断面トンネル（NATM）は、トンネル工（NATM）における設計掘削断面積50m2未満で全断面掘削工法のトンネルで施工し、水路トンネルやダム工事等における仮締切のトンネル、歩道、小規模道路トンネル等に適用される工法です。

施工フロー

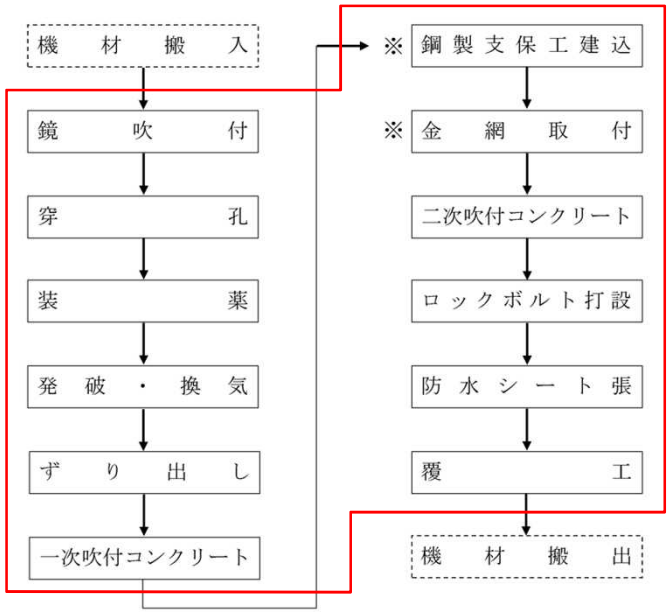

（注）１．本歩掛で対応しているのは，実線部分のみである。
２．※印の施工は，地質条件による。

改定箇所

【タイヤ方式】

主な改定概要

［適用範囲］
・レール方式の廃止。

《 現行 》 1. 適　用　範　囲

本資料は，施工計画編と施工歩掛編とに分かれている。

なお，本資料はトンネル工（ＮＡＴＭ）における設計掘削断面積50m²未満で全断面掘削工法のトンネルに適用するものとし，適用にあたっては，下記事項に留意し実施するものとする。

① 発破工法以外には，適用しない。
② 地質，湧水等により補助工法を必要とする場合及び早期に断面閉合を必要とする仮インバートの場合は，別途考慮する。
③ 隣接のトンネルや住居近接トンネルで標準の発破工法が採用出来ない場合は，別途考慮する。
④ 岩区分Ａ，Ｅについては，別途考慮する。
⑤ ずり搬出方式は，設計掘削断面積が35m²以上50m²未満のものはタイヤ方式を，設計掘削断面積20m²以上35m²未満のものはレール方式（複線）を標準とし，これ以外は別途考慮する。
⑥ 片押し延長は，タイヤ方式は500m以下，レール方式（複線）は1,000m以下に適用するものとし，これらを超えるものは，別途考慮する。
⑦ トンネル形状については，「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」等を準拠する。

《 改定 》

⑤ ずり搬出方式は，設計掘削断面積が35m²以上のタイヤ方式を標準とし，これ以外は別途考慮する。
⑥ 片押し延長は，　500m以下に適用するものとし，これらを超えるものは，別途考慮する。
⑦ トンネル形状については，「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説（平成15年11月）」等を準拠する。

【レール方式】
※今回廃止

令和２年度　改定工種概要

国土交通省

工種名：トンネル工（NATM）仮設備工（防音扉工）　改 定

トンネル工（NATM）仮設備工（防音扉工）は、トンネル工事（発破工法等）の施工において、周辺集落への騒音等の影響を軽減するため、トンネルの坑口付近に防音扉を設置し環境対策を行う工法です。

施工フロー

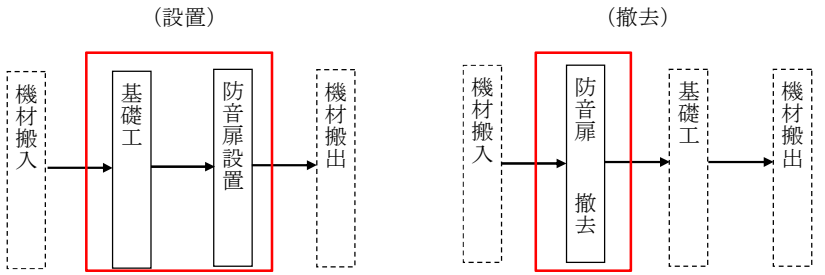

（注）本歩掛で対応しているのは，実線部分のみである。　改定箇所

主な改定概要

［適用範囲］
・内空断面積40m2～80m2以下から40m2～95m2以下まで拡大。
［使用機械］
・防音扉の設置撤去で使用するトラッククレーン（4.9t吊）をラフテレーンクレーン（25t吊）に見直し。
［施工歩掛］
・防音扉設置・撤去作業歩掛の見直し。

【防音扉設置状況】

《 現行 》

表2．1　防音扉設置・撤去歩掛　（100 ㎡当り）

名　称	規　格	単位	歩掛 設置	歩掛 撤去
土木一般世話役		人	4.5	1.5
特殊作業員		〃	2.1	1.1
普通作業員		〃	4.5	3.5
とび工		〃	9.0	5.0
機械工		〃	5.5	2.0
高所作業車運転	［自走式リフト（ホイール）・ブーム型］作業床高さ 12～13m	日	4.4	1.9
トラッククレーン運転	油圧伸縮ジブ型 4.9ｔ吊	〃	4.4	1.9
諸雑費		%	1	1

（注）1．上表の歩掛には基礎の設置も含む。ただし，防音扉本体・基礎等の材料費（損料）については，別途計上するものとする。
2．諸雑費は，溶接機，溶接材料の費用であり，上表の労務費の合計額に諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。
3．高所作業車及びトラッククレーンは賃料とする。

《 改定 》

表3．1　防音扉設置・撤去歩掛　（100 ㎡当り）

名　称	規　格	単位	歩掛 設置	歩掛 撤去
土木一般世話役		人	4.0	2.2
特殊作業員		〃	10.8	6.2
普通作業員		〃	4.9	2.7
とび工		〃	6.1	3.9
溶接工		〃	1.3	0.5
ラフテレーンクレーン運転	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型（第２次基準値）25t 吊	日	1.6	1.6
高所作業車運転	トラック架装リフト・ブーム型・標準デッキタイプ・作業床高さ12m	〃	2.1	2.0
諸雑費		%	1	1

（注）1．上表の歩掛には基礎の設置及び充填材の投入・打設作業も含む。ただし，防音扉本体・基礎等の材料費（機械経費）については，別途計上するものとする。
2．諸雑費は，溶接機，溶接材料の費用であり，上表の労務費の合計額に諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。
3．高所作業車及びラフテレーンクレーンは賃料とする。

令和２年度　改定工種概要

国土交通省

工種名：ＰＣ橋片持架設工　改　定

PC橋片持架設工は、PC橋の主桁を橋軸方向に2m～5mのブロックに分割し、橋脚から張出し架設用移動作業車を用いて順次片持ち梁を張り出す工法です。

施工フロー

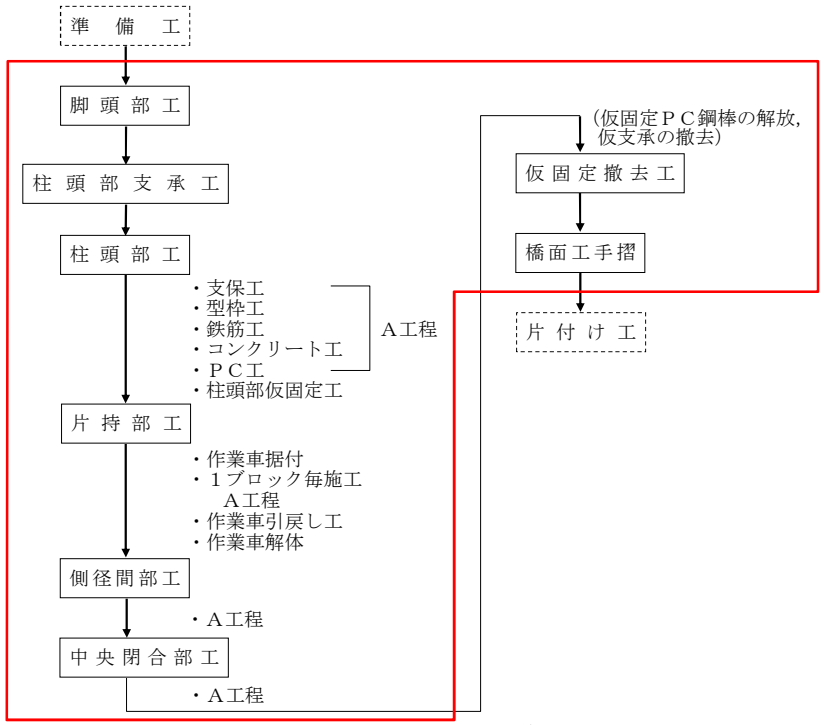

（注）本歩掛で対応しているのは，実線部分のみである。

改定箇所

主な改定概要

［適用範囲］
・供用日の増加に伴う、仮設材経費の見直し。

《 現行 》

５－３　仮設材供用日数
支保工仮設材の設計供用日数は，次表を標準とする。

表5．3　支保工設計供用日数　（日／１箇所）

施工場所	作業種別		供用日数
柱頭部	ブラケット式	上本体工・支保工	84
	張出床版部・箱桁内部枠組支保工		67
側径間部	くさび結合支保工・支柱式支保工	L≦10	45
		10<L≦20	60
		20<L≦30	75
	箱桁内部枠組支保工		53
中央閉合部	吊支保工		31
	張出床版部・箱桁内部枠組支保工		31

（注）１．支保工仮設材損料は，上表供用日数に施工単位当りの損料を乗じたものとする。
２．柱頭部の施工延長は，12mを標準とする。

《 改定 》

５－３　仮設材供用日数
支保工仮設材の設計供用日数は，次表を標準とする。

表5．3　支保工設計供用日数　（日／１箇所）

施工場所	作業種別		供用日数
柱頭部	ブラケット式	上本体工・支保工	101
	張出床版部・箱桁内部枠組支保工		80
側径間部	くさび結合支保工・支柱式支保工	L≦10	54
		10<L≦20	72
		20<L≦30	90
	箱桁内部枠組支保工		64
中央閉合部	吊支保工		37
	張出床版部・箱桁内部枠組支保工		37

（注）１．支保工仮設材損料は，上表供用日数に施工単位当りの損料を乗じたものとする。
２．柱頭部の施工延長は，12mを標準とする。

【柱頭部施工状況】

【張出し施工状況】

令和２年度　改定工種概要

国土交通省

工種名：架設支保工　改 定

架設支保工は、場所打ちコンクリート床版橋（箱桁を含む）を製作する場合に打設したコンクリートが十分な強度に達するまで、橋体を一時的に支えておく仮設構造物（くさび結合支保工、支柱支保工）の工法です。

施工フロー

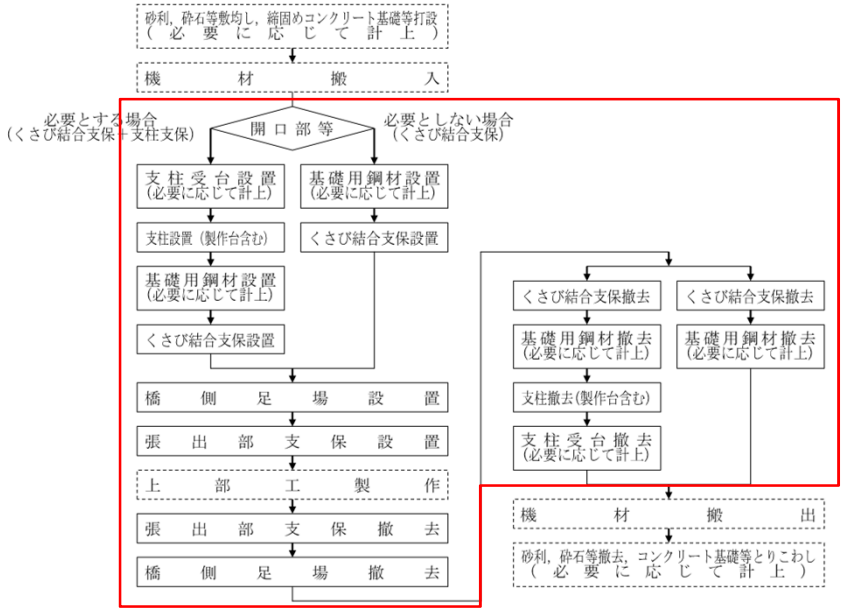

（注）本歩掛で対応しているのは，実線部分のみである。

【支柱支保工】

【くさび支保工】

主な改定概要

［適用範囲］
・供用日の増加に伴う、仮設材経費の見直し。

《 現行 》　（1）仮設材供用日数

仮設材の供用日数は次表を標準とするが，現場条件等により，これにより難い場合は別途考慮する。

仮設材の供用日数（くさび結合支保工）　（日／１セット当り）

橋梁形状 ＼ 支保耐力 kN／㎡(t／㎡) ＼ セット長 (m)	19.6(2.0)以上 29.4(3.0)未満	29.4(3.0)以上 39.2(4.0)未満	39.2(4.0)以上 49.0(5.0)未満	49.0(5.0)以上 58.8(6.0)未満	58.8(6.0)以上 68.6(7.0)未満	68.6(7.0)以上 78.5(8.0)以下
スラブ・ホロースラブ橋 ～70未満	75	85	95	100	110	120
スラブ・ホロースラブ橋 70以上～130以下	80	90	100	110	120	130
箱桁橋 ～70未満	80	90	100	110	115	125
箱桁橋 70以上～130以下	85	95	105	115	125	135

（注）１．ＰＣ橋は，早強セメントを使用した場合の供用日数である。
２．上表の供用日数は，仮設材設置・撤去，上部床版施工までの日数であり，壁高欄等の施工日数は考慮していない。
なお，壁高欄を施工にする際の足場を別途設置する場合は，「第２編16章橋梁⑦ＰＣ橋架設工（側部足場）」による。

《 改定 》　（1）仮設材供用日数

仮設材の供用日数は次表を標準とするが，現場条件等により，これにより難い場合は別途考慮する。

仮設材の供用日数（くさび結合支保工）　（日／１セット当り）

橋梁形状 ＼ 支保耐力 kN／㎡(t／㎡) ＼ セット長 (m)	19.6(2.0)以上 29.4(3.0)未満	29.4(3.0)以上 39.2(4.0)未満	39.2(4.0)以上 49.0(5.0)未満	49.0(5.0)以上 58.8(6.0)未満	58.8(6.0)以上 68.6(7.0)未満	68.6(7.0)以上 78.5(8.0)以下
スラブ・ホロースラブ橋 ～70未満	90	100	115	120	130	145
スラブ・ホロースラブ橋 70以上～130以下	95	110	120	130	145	155
箱桁橋 ～70未満	95	110	120	130	140	150
箱桁橋 70以上～130以下	100	115	125	140	150	160

（注）１．ＰＣ橋は，早強セメントを使用した場合の供用日数である。
２．上表の供用日数は，仮設材設置・撤去，上部床版施工までの日数であり，壁高欄等の施工日数は考慮していない。
なお，壁高欄を施工にする際の足場を別途設置する場合は，「第２編16章橋梁⑦ＰＣ橋架設工（側部足場）」による。